



消費生活

サポーター通信

令和4年度第10号

今月のテーマ

不用品回収に関する トラブルに注意！

事例



・『トラックに廃棄物載せ放題で4万円』というインターネットの広告をみて、見積もりを依頼した。

・後日、業者が見積もりに来た際「作業員が二人必要になるので、合計**8万円**になる」と言われたが、承諾し申し込んだ。

・回収の当日、業者は小さなトラックでやって来た。1回ではすべての廃棄物を載せきれないため、数回往復し、**追加料金40万円を請求**された。

・広告の**10倍もの料金**を請求され、納得できない。支払わなければいけないのか。

アドバイス

・不用品の処理を依頼する場合は、市町村のホームページ等を確認し、**一般廃棄物処理業者**に依頼する。

※無許可業者の場合、適正な廃棄物の処理が行われず**不法投棄**される**可能性**があるため利用しないこと！

・業者に処理を依頼する前に必ず**見積もり**を取る。

・事前の**見積もり**と異なる**高額な料金**を請求された場合は、その場で支払わず、消費生活センターに相談する。



無許可で回収を行う業者に注意！



見積もりを取る時のポイント

- ・追加料金の有無を確認する。
- ・作業内容、料金を**明確**に出してもらう。
- ・キャンセル料を確認する。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
☎(Tel. 017)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

令和5年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)